

《福祉用具再活用事業 ご利用のながれ》

提供者

希望者

登録

提供者用登録申込書を提出する

- ・社協窓口またはお電話でお問合せください。
- ・物品の写真やカタログのコピーを添付してください。

希望者用登録申込書を提出する

広報周知

紹介にあたり、先方に連絡先を伝えることをご了承ください
当該物品の「提供者」「希望者」がいない場合は、広報周知を行います。

待機・受渡

待機

- ・お手元で保管してください。
- ・処分または譲渡される場合は、ご連絡ください。

待機

- ・不要となった場合は、ご連絡ください。

受渡

- ・「提供者」「希望者」が現れましたら、ご連絡いたします。「希望者」から連絡を入れていただきますので、協議の上引き渡しを行ってください。

その他

登録期間

- ・登録日から1年です。1年を経過した後または急ぎの譲渡を希望される場合は、区内の高齢者施設等の一覧をご紹介します。

紹介後

- ・提供者へのお礼は不要ですが、輸送にかかる経費等は希望者の負担です。
- ・譲り受けた物品の売買は、禁止します。
- ・紹介の結果（不成立を含む）をご連絡ください。

【問合せ先】社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会 **豊島ボランティアセンター**
〒170-0013 豊島区東池袋1-39-2 豊島区役所東池袋分庁舎4階
TEL 03-3984-9375 FAX 03-3981-2946
Eメール tomonii@t.toshima.ne.jp